

議案第71号

和光市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例を定めることについて

和光市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例

(和光市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 和光市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 和光市情報公開条例(平成12年条例第48号。以下「情報公開条例」という。)第17条第1項、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項及び和光市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年条例第 号)第 条第 項の規定による諮問(次条及び第11条において「諮問」という。)</u>に応じ、審査請求について調査審議するため、和光市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 <u>市長(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)</u>、<u>教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会</u>をいう。</p> <p>(2) 公文書 <u>情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。</u></p> <p>(3) <u>保有個人情報 法第60条第1項又は和光市議会の個人情報の保護に関する条例第 条第 項に規定する保有個人情報をいう。</u></p> <p>(4) 開示決定等 <u>情報公開条例第11条各項、法第82条各項、第93条各項若しくは第101</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 和光市情報公開条例(平成12年条例第48号。以下「情報公開条例」という。)第17条第1項及び和光市個人情報保護条例(平成12年条例第49号。以下「個人情報保護条例」という。)第31条第1項の規定による諮問(次条及び第11条において「諮問」という。)に応じ、審査請求について調査審議するため、和光市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 <u>情報公開条例第2条第1項及び個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関</u>をいう。</p> <p>(2) 公文書 <u>情報公開条例第2条第2項及び個人情報保護条例第2条第5号に規定する公文書</u>をいう。</p> <p>(3) 開示決定等 <u>情報公開条例第11条並びに個人情報保護条例第20条、第28条第1項及び</u></p>

条各項又は和光市議会の個人情報保護に関する条例第 条第 項、第 条第 項若しくは第 条第 項の決定をいう。

(5) (略)

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求められない。

2 (略)

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報又は保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 (略)

(提出資料の写しの送付等)

第9条 審査会は、第6条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りではない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利害を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第28条の6第1項の決定をいう。

(4) (略)

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。

2 (略)

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 (略)

(提出資料等の閲覧等)

第9条 審査会は、審査請求人等から審査会に提出された意見書又は資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)の閲覧又はその写しの交付の申出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧をさせ、又はその写しの交付をすることができる。

2 審査会は、前項の閲覧をさせ、又は同項の交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の交付に係る手数料の額は、和光市手数料条例(平成12年条例第16号)の定めるところによる。

(和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第2条 和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(秘密保持義務)</p> <p>第12条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の規定の趣旨にのっとり、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は管理業務以外に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。</p>	<p>(秘密保持義務)</p> <p>第12条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>和光市個人情報保護条例（平成12年和光市条例第49号）</u>の規定の趣旨にのっとり、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は管理業務以外に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。</p>

(和光市情報公開条例の一部改正)

第3条 和光市情報公開条例（平成12年条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア <u>監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務</u>に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ～オ (略)</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア <u>監査、検査、捜査、取締り又は試験</u>に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ～オ (略)</p>

(6)・(7) (略)

(6)・(7) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に和光市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第 号）附則第2条の規定による廃止前の和光市個人情報保護条例（平成12年条例第49号）第31条第1項の規定による諮問がされた場合における第1条の改正規定による改正前の和光市情報公開・個人情報保護審査会条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

令和4年11月24日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、個人情報保護制度との均衡を図ることを目的として、関係条例の規定の整備等を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。